

第 1 部 豊橋市廃棄物総合計画

第1節 策定の趣旨

本市は「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、530（ゴミゼロ）運動発祥の地として環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

一般廃棄物については、ごみの適正処理の推進を目的とした指定ごみ袋制度の導入や資源の有効利用の推進を目的とした生ごみの分別収集とリサイクルの開始、地域資源回収の活性化、出前講座や説明会を通じた環境教育、焼却施設から発生するスラグの有効利用など、ごみの減量とリサイクルに努め最終処分場の負荷軽減を図ってきました。

産業廃棄物については、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け市民・事業者と連携して、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

その結果、廃棄物の排出量は大きく減少し、リサイクル率も上昇するなど、良い傾向を示しています。

その一方で、国が推進する「持続可能な開発目標（SDGs）」において「廃棄物の発生を減らす」や「食品ロスを減らす」が目標達成のためのターゲットに位置付けられるなど、地方自治体においても、廃棄物に関する様々な課題へのさらなる積極的な取組が強く求められています。

また、SDGsを背景に世界的な潮流となっている使い捨てプラスチックの削減や、わが国において大きな課題となっている少子高齢社会の深刻化に対する取組も同様に求められています。

このような状況を踏まえ、本市における廃棄物の課題について総合的かつ効果的に取り組むために、本市の廃棄物行政の方向性を示す「第2次豊橋市廃棄物総合計画」を策定します。

第2節 位置付け

本計画の上位計画である「第3次豊橋市環境基本計画」では、「効果的・効率的に資源を循環する」を環境目標の一つに掲げ、環境施策を推進していくこととしています。

本計画は「第3次豊橋市環境基本計画」の趣旨に沿うとともに、循環型社会の形成に関する施策を推進することを目的とした「循環型社会形成推進基本法」などの関係法令を踏まえた理念等、廃棄物行政に関する総合的な方向性を示す計画として位置付けられるものです。

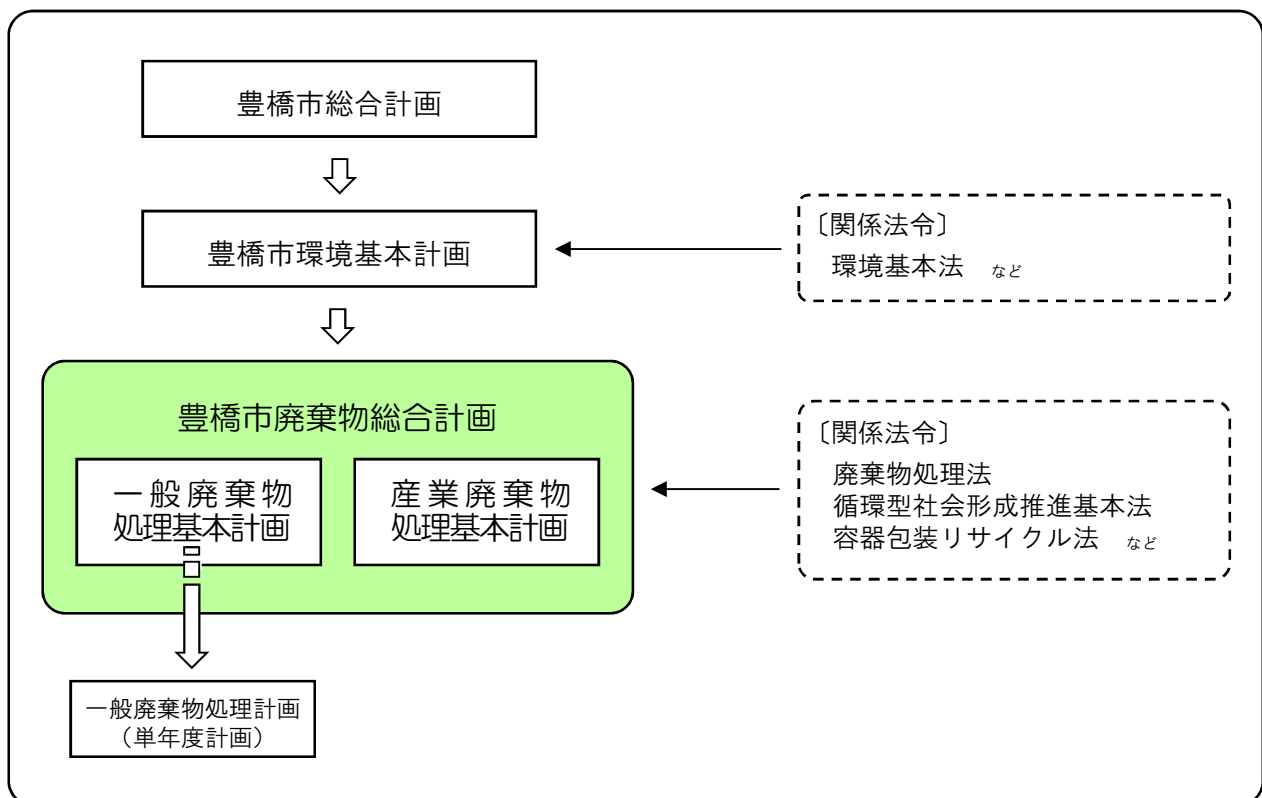


図 1-1: 本計画の位置付け

なお、本計画の対象とする廃棄物は、次に示す一般廃棄物及び産業廃棄物です。

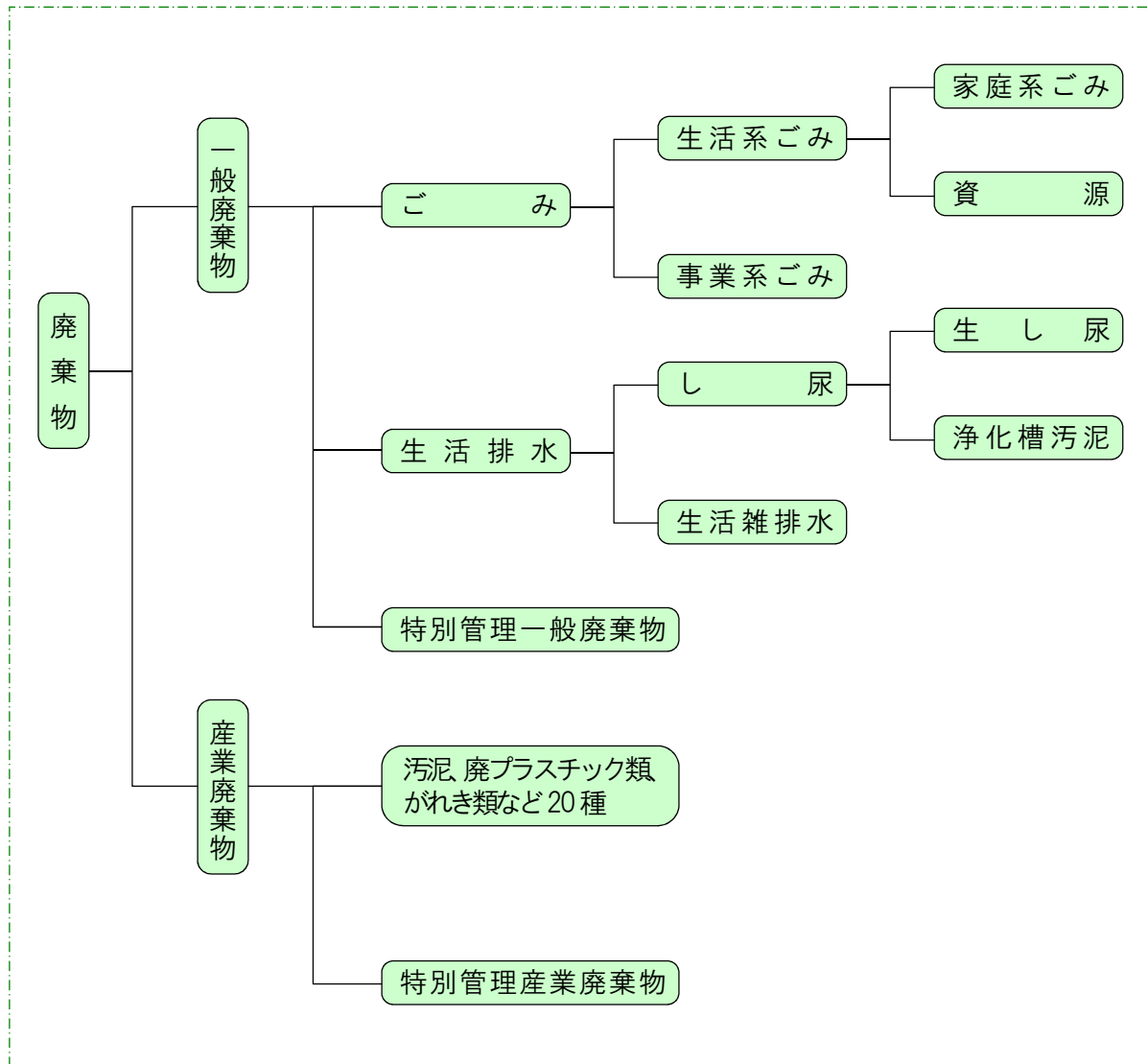


図 1-2: 本計画の対象とする廃棄物

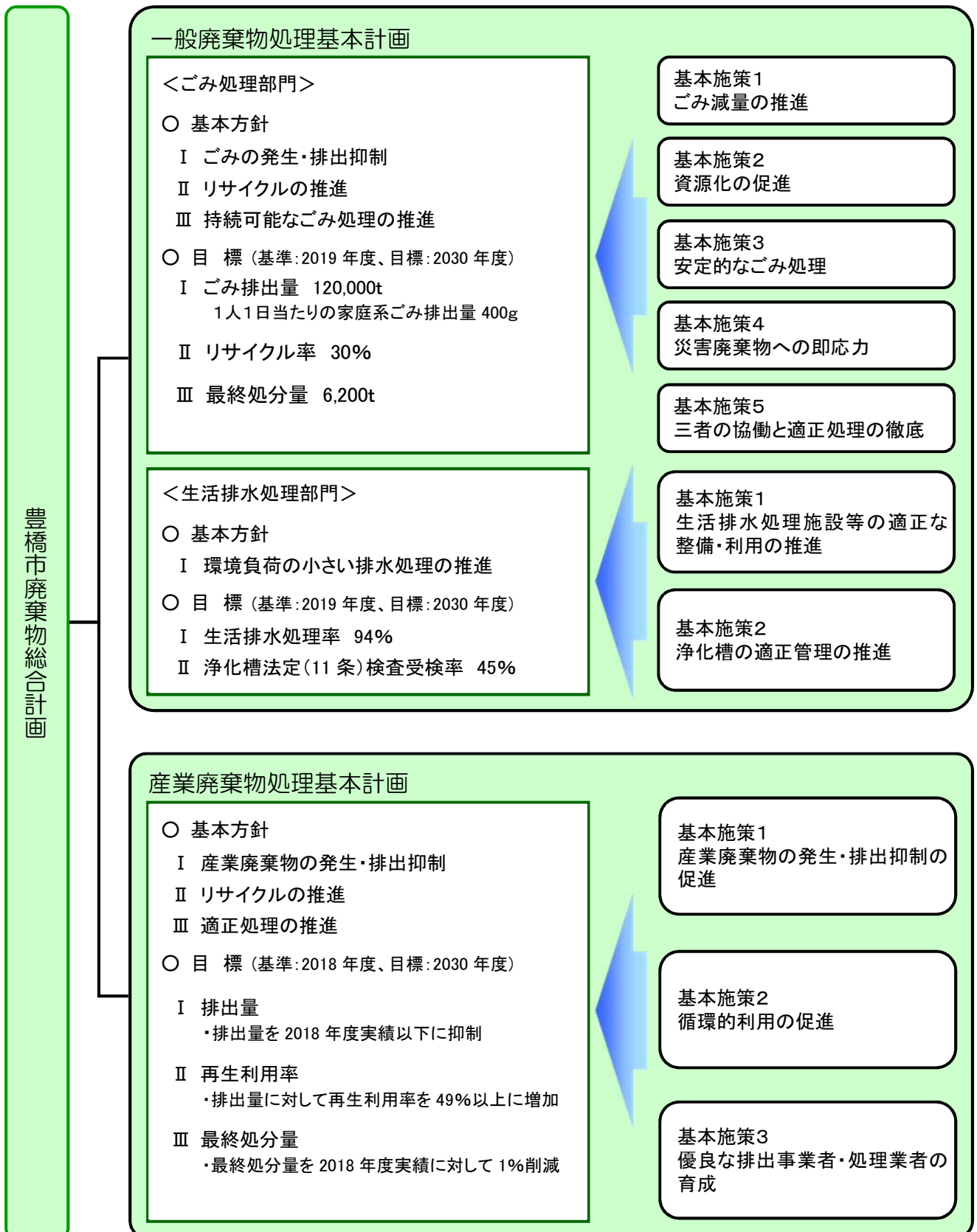
第3節 計画期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、概ね5年を目途に計画全体を評価し、計画の進捗状況や社会状況の変化に応じて見直します。

第4節 計画の体系

本計画は、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画から構成されており、その体系を次に示します。

第2次豊橋市廃棄物総合計画の体系



第5節 計画の推進

5-1 推進方法

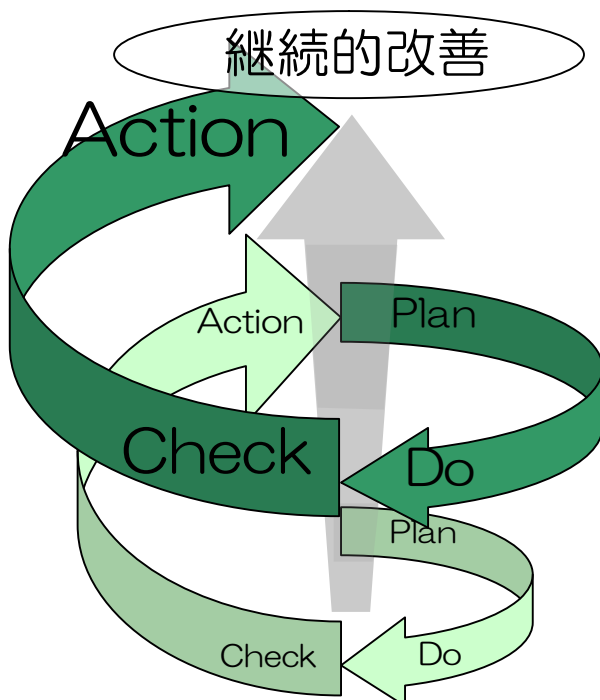
本計画に掲げた目標の達成に向けては、行政はもとより市民、事業者のなお一層の取組が必要です。そこで、廃棄物の適正処理を推進するとともに、発生抑制や再生利用の推進について、市民や事業者の理解・協力を得ながら行動を促していくこととします。

こうしたことから、本計画に掲げた基本施策の総合的かつ計画的な推進について、環境審議会からの助言を受けるとともに、530運動環境協議会の活動をはじめとする市民・事業者・行政による協働事業や地域資源回収をはじめとする地域との協力を進め、さらに市民、事業者などからの意見を反映し計画を推進します。

5-2 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民や事業者、関係団体などと共有し、連携を図りながら目標の達成を目指します。

また、それぞれの目標値や具体的取組の進捗状況を随時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を通じて、概ね5年を目途に計画全体の評価と見直しを行います。



Plan (計画)	豊橋市廃棄物総合計画において、目標を定めた計画を策定し、概ね5年を目途に改訂する。
Do (実行)	市民・事業者・行政のパートナーシップにより計画を推進する。
Check (点検・評価)	取組内容について点検・評価を行い、環境審議会などで目標に関して報告を行う。
Action (見直し)	定期的に取り組内容を改善する。